

釧路市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 (P3~24)

- 1 計画の位置づけ**
新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づく市町村行動計画
- 2 目的**
○新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
○市民生活・社会経済活動に及ぼす影響の最小化
- 3 改定の背景**
令和6年7月 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて、政府行動計画を抜本的に改定
令和7年3月 政府行動計画の改定を受けて、北海道が北海道行動計画を改定

政府行動計画・北海道行動計画に基づき、市行動計画を改定
- 4 主な改定内容**
 - (1) 対象感染症の拡充**
感染症法で定める感染症類型のうち、国民に重大な影響を与える恐れがある新たな感染症として、新型インフルエンザ等感染症、新感染症のほか、指定感染症を対象
 - (2) 対策実施上の時期区分の見直し**
「未発生期」「海外発生期」「国内発生早期」「国内感染期」「小康期」の5区分から「準備期」「初動期」「対応期」の3区分へ変更

準備期	初動期	対応期
【平時】 国内外における新型インフルエンザ等の発生情報を探知するまで	【対象感染症の発生段階】 国内外における新型インフルエンザ等の発生情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	【対象感染症の拡大段階】 基本的対処方針が実行されて以降
 - (3) 対策項目の拡充**
「実施体制」「情報提供・共有」「まん延防止」「予防接種」「医療」「市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目から、以下の7項目へ拡充

5 対策項目と横断的視点

対策項目	基本理念・目標	横断的視点		
		I	II	III
①実施体制	・国家の危機管理の問題として取り組むことが必要 ・国、道が対策本部を設置した場合、市対策本部の設置を検討	人 材 育 成	市 ・ 国 及 び 道 の 連 携	D X の 推 進
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション（新）	・科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供し、市民、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できることが重要 ・道や関係団体と連携し、市民等への情報提供・共有、双方向のリスクコミュニケーションの実施			
③まん延防止	・道が実施するまん延防止対策への協力			
④ワクチン（新）	・個人の発症や重症化を防ぎ、患者数を減少させ、医療提供体制を対応可能な範囲内に収めることが重要			
⑤保健（新）	・感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策について、道への協力をを行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築			
⑥物資（新）	・感染症対策物資等の不足による医療、検査等の実施が滞ることを防ぐことが重要			
⑦市民生活及び地域経済の安定の確保	・市民生活及び地域経済の安定を確保するため、国や道と連携し、市民や事業者に対して、必要な準備を行うことを勧奨			

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 (P25~56)

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	・市行動計画の見直し ・必要な人員の確保等、体制整備・強化 ・国、道、関係機関との連携体制の強化	・市対策本部設置の検討 ・新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備	・緊急事態宣言の場合、市対策本部の設置
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・各種媒体の活用による市民への情報提供 ・きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や相談受付の実施	・感染症の発生状況及び感染防止対策等の必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションの実施 ・道との感染状況等の情報提供・共有	・必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションの実施の継続 ・患者の健康観察及び生活支援に関する道からの要請への協力
③まん延防止	・基本的な感染対策（換気・マスク着用・手洗い・人混みを避ける等）の普及	・国からの要請による業務継続計画に基づく対応の準備	・道が行う外出自粛要請等のまん延防止対策に対する、事業者や市民への周知
④ワクチン	・ワクチン接種に必要な資材の確保 ・特定接種・住民接種の接種体制構築の準備 ・予防接種事務のデジタル化等、DXの推進	・特定接種・住民接種の接種体制構築	・特定接種・住民接種の実施 ・予防接種に係る情報（接種日程、会場、健康被害救済制度等）や国からの科学的根拠に基づく正確な情報等の提供
⑤保健	・道との連携体制の構築	・道の感染症有事体制への移行に対する要請への協力	・道が実施する健康観察や生活支援等に対する協力
⑥物資	・感染症対策物資等の備蓄	・感染症対策物資等の備蓄状況の確認	・感染症対策物資等の備蓄状況の継続確認
⑦市民生活及び地域経済の安定の確保	・必要となる情報共有体制の整備 ・発生時の支援の実施に係る仕組みの整備 ・マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品、抗原検査キット等の備蓄の勧奨 ・生活支援を要する者への支援等の準備 ・火葬体制の構築	・道の事業者への感染拡大防止に必要な対策等の準備に対する要請への協力 ・道の生活関連物資等の安定供給に関する市民及び事業者への呼び掛けへの協力	・まん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮した、必要な施策の実施 ・国、道と連携し、市民生活及び社会経済活動の安定確保に関する必要な支援の実施

※対策項目の取組を準備期・初動期・対応期の3期に分け、準備期の取組を充実